

## 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領

この要領は、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第1 事業の目的

この事業は、県民参加の森づくり活動の推進、森林環境学習活動への支援、森林公園の整備等を行うことにより、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、次世代の森づくりを担う人材を育成することを目的とする。

### 第2 事業区分等

事業区分は次のとおりとし、その補助事業者、補助対象活動、採択要件、補助率等及び補助対象経費については別表1から7のとおりとする。

- 1 県民みんなによる森づくり活動の支援
  - (1) 団体等による森づくり
  - (2) 県民応募型活動支援
  - (3) 学びの森活動推進
- 2 森林公園整備・活用の支援
  - (1) 森林公園の整備・機能充実
  - (2) 森林公園の有効活用

ただし、補助の対象となる森林公園は別表8のとおり。

### 第3 書類の経由

この要領による知事に提出する書類は、所管の広域本部長又は広域本部地域振興局長（ただし、事業の実施箇所が熊本市にあっては農林水産部長。（以下「局長等」という。））を経由して知事に提出するものとする。

### 第4 事業の実施に伴う手続き

- 1 事業を実施しようとする補助事業者は、要項第6条第1項に定める補助金交付申請書に別表9に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。
- 2 第1項に定める交付申請書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所が熊本市である場合は1部とする。
- 3 補助金交付決定後において要項別表に記載する計画変更申請要件が生じた場合は、要項第8条第2項に定める変更申請書に次の書類を添え、知事に提出するものとする。
  - (1) 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業変更計画書【別記第1号様式】
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他変更の内容、理由等がわかる書類

- 4 補助事業者が概算払を受けた部分に係る事業については、要項別表に記載する計画変更申請要件に係る変更は認めないものとする。

## 第5 事業の着手

- 1 当事業は、補助金交付決定通知を受けた後に着手するものとする。
- 2 当事業については、要項第9条第1項の対象外とし、そのため補助事業者は、事業着手までの期間に余裕をもって補助金申請を行うものとする。

## 第6 事業の完了に伴う手続

- 1 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに要項第13条に基づく実績報告書に次の書類及び別表10に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。
  - (1) 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実績書【別記第1号様式】
  - (2) 収支精算書
- 2 前項に定める実績報告書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所が熊本市である場合は1部とする。
- 3 局長等は、1項の実績報告書の提出があった場合は、別に定める熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業確認検査要領に基づき、補助事業の適否について確認検査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

## 第7 補助金の概算払請求

- 1 補助事業者は、要項第15条第2項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書を知事に提出するものとする。
- 2 局長等（事業の実施箇所が熊本市を除く。）は、前項で提出のあった概算払請求書に概算払請求金額内訳表【別記第7号様式】（所管する県広域本部地域振興局の林務班長等が内容を証明したもの）を添えて、農林水産部長に提出するものとする。

## 第8 事業の周知

- 1 補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した旨を明示した標柱又は看板を設置するものとする。
- 2 第2の2の(1)を除く補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した事業である旨を、報道機関等を通じ広く県民等に周知するものとする。

## 第9 実施状況報告

第2の2の(1)の補助事業者は、本事業完了後の森林公園を対象フィールドとして熊本県森林インストラクターを活用した自然観察会等の実施状況及び森林公園の利用状況について調査し、知事に報告するものとする。【別記第8号様式】

- (1) 調査は、当該森林公園施設全体の整備完了年度の翌年度から起算して3年間継続するものとする。
- (2) 報告は、調査年度の翌年度の5月末日までとする。

## 第10 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 熊本県水とみどりの森づくり活動支援事業実施要領、熊本県学びの森活動推進事業実施要領及び熊本県癒しの森整備支援事業実施要領は、廃止する。
- 3 この要領は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

別表 1

事業区分	補助事業者	補助対象活動	採択要件
1 県民みんなによる森づくり活動の支援 (1) 団体等による森づくり	① NPO法人 ② 農林業者の組織する団体 ③ 住民等の組織する団体 ④ 市町村 (ただし、上記②及び③については、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。)	① 植栽（補植を含む） ② 下刈り ③ 除間伐（抜き伐り・整理伐を含む） ④ 枝打ち ⑤ つる切り ⑥ 活動箇所の歩道作設・補修	① 補助事業者が自ら行う活動であること。 ② 活動箇所は、概ね0.1ha以上のまとまった森林であること。 ③ 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。 ④ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業でないこと。 ⑤ 植栽樹種は原則として森林環境保全整備事業で取り扱われている樹種とし、成林が見込まれるものに限る。 ⑥ 植栽を行う場合は、下刈り等の保育実施を計画すること。 ⑦ 「補助対象活動①～⑤」の指導者を依頼する場合、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等の林業に携わっている者を指導者とする。こと。 ⑧ 購入する器具類は、常時使用可能な状態となるよう管理すること。 ⑨ 歩道作設・補修は、参加者の移動及び資材の運搬を行う最小限の規格とすること。 ⑩ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること。また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難な場合は見積書を取るなど適切に算出すること。 ⑪ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を明確に区分すること。 ⑫ 活動予定日の設定においては、予備日等を設定し、実施の確保が図られていること。

(1) 謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。

(2) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。（熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく）

(3) 諸費については、一申請につき40,000円以内（活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金（謝礼）20,000円以内（1時間500円/人かつ1日4,000円以内）、消耗品等購入費20,000円以内）とする。

(4) 「団体等による森づくり」と「県民応募型活動支援」の両方を行う場合は、それぞれ申請するものとする。

別表2-1

事業区分	補助事業者	補助対象活動	採択要件
1 県民みんなによる森づくり活動の支援 (2) 県民応募型活動支援	① NPO法人 ② 農林業者の組織する団体 ③ 住民等の組織する団体 ④ 市町村 (ただし、上記②及び③については、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。)	① 間伐材等を利用した施設作製及び設置に関すること。(森づくりに繋がる活動を実施する場合に限る) ② 森づくりに関する調査・研究に関すること ③ 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実施に関すること ④ 森づくりに関する講演会開催 ⑤ 県内在住の青年を対象にした森林整備保全活動等に関する実施研修会の開催(以下、「青年森林協力隊事業」という。) ⑥ その他、森づくりに資する活動	① 補助事業者が自ら行う活動であること。 ② 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。(活動内容に竹林整備がある場合には「竹林整備及び活用等に係る承諾書」を森林所有者から得ていること。) ③ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業でないこと。 ④ 特定の個人・団体・企業等のためのものでないこと。 ⑤ 成果等については、広く県民等が利用できること。(竹林整備地のタケノコの自由な採取を含む。) ⑥ 森林環境学習等の指導者及び講師については、森林インストラクター等の専門的知識を有する者又は実施経験のある者とする事。 ⑦ 講演会開催については、熊本県水とみどりの森づくり税条例の趣旨(森林の有する公益的機能の維持増進による県民財産の形成)に沿った内容であること。 ⑧ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること。また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難な場合は見積書を取るなど適切に算出すること。 ⑨ 宗教施設等に関連する施設設置・補修・改修等でないこと。 ⑩ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を明確に区分すること。 ⑪ 活動予定日の設定においては、予備日等を設定し、実施の確保が図られていること。 ⑫ 間伐材等を利用した小屋等の建築物については、床面積の合計が10平方メートル以内とすること。 ⑬ 建築物は小屋に限らず、広く県民等が利用するもの(遊具類を含む。)については、その安全性や耐久性に関して専門家の意見書を添付すること。 ⑭ パンフレット等を作成する際は、理由の如何に問わず広告は掲載しないこと。 ⑮ 左記の「⑤青年森林協力隊事業」の採択要件は、上記の外に別表2-2のとおり定める。

- (1) 謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。
- (2) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)
- (3) 諸費については、一申請につき40,000円以内(活動実施に必要な申請団体以外の技能者等へ支払う賃金(謝礼)20,000円以内(1時間500円/人かつ1日4,000円以内)、消耗品等購入費20,000円以内)とする。
- (4) 「団体等による森づくり」と「県民応募型活動支援」の両方を行う場合は、それぞれ申請するものとする。

## 別表2-2

### 県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」に係る採択要件等について

本事業は、高校生及び大学生等の青年が、森林整備保全活動及び林業活動等（以下「森林整備保全活動等」という。）を体験し、林業従事者や林家など地域の住民と交流（以下、「林家等との交流」という。）する機会を持つことで、森づくりへの高い意識と知識を身に付けてもらうとともに、林業の現状や課題等を認識し、次世代の森づくりを担う人材の育成を目的に実施する事業であり、その業務内容及び採択要件等は別表2-1に定めるもののほか、ここに定める。

#### 1 別表2-1の「補助事業者」の追加分

- (1) 県内に活動の拠点を置き、森林環境教育や森林整備等のボランティア活動に関する活動実績のある事業者（森林組合、林業研究グループ、森林ボランティア団体等）であること。ただし、法人格のない団体にあつては規約を有し、年に1回以上総会が開催されていること。
- (2) 事業を実施するうえで必要な知識や経験及び技術を有する事業者であること。
- (3) 森林ボランティアとして活動できる構成員又は活動協力者を3人以上有している事業者であること。
- (4) 森林整備保全活動等及び林家等との交流の機会を提供できる場所が確保できる事業者であること。
- (5) 宿泊を伴う場合は、宿泊先を確保できる事業者であること。

#### 2 事業の参加対象者

県内在住の高校生及び大学生等とし、15歳以上から30歳未満の活動ができる健康な者（以下「青年」という。）とする。ただし、中学生は除くものとする。

#### 3 別表2-1の「採択要件」の追加分

- (1) 青年の参加が見込める計画となっていること。
- (2) 森林に関する理解及び将来の森づくりを担う人材の育成に繋がる計画となっていること。
- (3) 体験の機会の提供に必要な場所等が確保されており、計画の実現性が高いこと。
- (4) スタッフ等の役割分担が明確かつ妥当で実施体制が整っていること。

※ (1) から (4) は企画書（別記第2号様式）に明確に記載しておくこと

#### 4 活動内容

次の(1)から(3)の活動内容について、各々に記載する業務から何れか1つ以上を選定し、(4)から(6)については、各々に記載されている業務を実施する。

- (1) 森林整備保全活動等・・・・・・①植栽、②下刈り、③除伐、④間伐、⑤伐竹、⑥その他
- (2) 林家等との交流等・・・・・・①座談会等の開催、②研修会等の開催、③講演会等の開催、④その他
- (3) その他必要な活動・・・・・・①木と親しむ活動（木工体験等）  
②自然と親しむ活動（自然散策等）  
③地域と親しむ活動等  
④農山漁村の生活文化に関する体験等  
⑤地域の伝統食や行事等に関する体験等  
⑥その他
- (4) 体験活動の場所の確保等
- (5) 参加者の募集（学校等への働きかけ）及び参加者の申込受付等
- (6) 指導員等の確保及びボランティア保険加入等の活動準備等

#### 5 欠席者に係る経費の取扱いについて

欠席者に係る経費は補助対象外とする。

#### 6 参加予定者等の増減により、補助金交付決定額が変更となる場合の取扱いについて

参加予定者等の増により、通知を受けている補助金交付決定額に増額変更が生じる場合は、活動を実施するまでに補助金の変更交付決定を受けなければならない。

なお、変更交付決定が通知される前に活動が実施されると、増額分は自己負担となる。

また、参加予定者等の減により、通知を受けている補助金交付決定額に30パーセント以上の減額変更が生じる場合は、経費が分かり次第、早急に補助金の変更手続きを行い、変更交付決定を受けなければならない。

#### 7 参加予定者の交通費の取扱い

参加予定者の自宅から集合場所まで往復する交通費や燃料等は自己負担とし、補助対象外とする。

#### 8 事業を実施するに当たって留意事項について

- (1) 活動の写真を撮っておくこと。
- (2) 材料や道具、消耗品等を購入した場合には、購入した物や数が分かるよう写真を撮っておくこと。
- (3) 参加者の集合写真を撮っておくこと。
- (4) 領収書やレシート等を保存するとともに、「帳簿」等を整備し、支出状況が分かるように整理しておくこと。
- (5) 消耗品以外で購入した道具については、「購入道具等台帳」を整備し、適正に管理しておくこと。
- (6) 補助金交付決定において、「スタッフ等の賃金」が認められた場合、「業務日誌」等を作成するとともに、「青年森林整備保全活動に係る賃金実績表」を作成すること。
- (7) 活動内容ごとに「参加者名簿」を作成しておくこと。
- (8) 補助金交付決定において、「活動実施に必要な申請団体員以外の技能者等に支払う賃金（謝礼）」が認められた場合、「森づくり活動の実施に必要な技能者等賃金実績表」を作成すること。

別表 3

事業区分	補助事業者	補助対象活動	採択要件
<p>1 県民みんなによる森づくり活動の支援 (3) 学びの森活動推進</p>	<p>① 市町村（公立小中学校） ② 学校教育法第1条に定める学校（ただし、大学及び高等専門学校は除く。）を設置する学校法人 ③ 児童福祉法第39条に定める保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7号に定める幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人 ④ PTA等（保護者会、緑の少年団育成会等を含む。） ⑤ NPO法人 ⑥ 住民等の組織する団体（ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。） ⑦ 児童福祉法第41条に定める児童養護施設</p> <p>ただし、学校及び児童養護施設から県施設は除く。</p>	<p>(1)施設整備支援 ① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修 ③ 説明板、案内板等の設置及び補修 ④ 炭窯、東屋等の設置及び補修 ⑤ その他、知事が特に必要と認める施設の整備</p> <p>(2)体験活動支援 ① 森林環境学習、自然観察、木工教室等の実施 ② 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動 ③ その他、知事が特に必要と認める活動</p>	<p>(1)施設整備支援 ① 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。 ② 補助事業者が学校及び市町村以外の場合は、連携する学校の同意書が必要。ただし、児童養護施設が単独で実施する場合は不要。 ③ 対象の土地は、概ね0.1ヘクタール以上のまとまった森林であること。 ④ 簡易なものであること。 ⑤ 購入した器具類は、常時使用可能な状態となるよう管理すること。 ⑥ 経費については、地場単価等を採用しコスト低減が図られていること。 ⑦ 活動の指導者を依頼する場合は、森林インストラクター、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等を指導者とすること。 ⑧ 活動日設定に際しては、予備日を設定し実施の確保が図られていること。</p> <p>(2)体験活動支援 ① 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。 ② 補助事業者が学校及び市町村以外の場合は、連携する学校の同意書が必要。ただし、児童養護施設が単独で実施する場合は不要。 ③ 補助事業者で開催するものであること。 ④ 購入した器具類は、常時使用可能な状態となるよう管理すること。 ⑤ 経費については、地場単価等を採用しコスト低減が図られていること。 ⑥ 活動の指導者を依頼する場合は、森林インストラクター、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等を指導者とすること。 ⑦ 活動日設定に際しては、予備日を設定し実施の確保が図られていること。</p>

- (1) 謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。
- (2) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)
- (3) 諸費については、一申請につき40,000円以内(活動実施に必要な申請団体以外の技能者等へ支払う賃金(謝礼)20,000円以内(1時間500円/人かつ1日4,000円以内)、消耗品等購入費20,000円以内)とする。
- (4) 機械等の借上費については見積によるものとする。

別表 4

事業区分	補助事業者	補助対象事業	採択要件
2 森林公園整備・活用の支援 (1) 森林公園の整備・機能充実	市町村	① 森林整備 植栽、下刈、除間伐、枝打ち ② 路網整備 歩道又は作業道の開設・補修 ③ 標識類整備 樹名板、標識及び案内板の設置・補修、パンフレット類の作成等 ④ 休憩施設 木製東屋、木製ベンチ及び木製テーブル等の設置・補修 ⑤ 安全防護施設 木製防護柵及び階段工等の設置・補修 ⑥ 利便性向上施設 簡易トイレ及び給排水施設等の設置・補修 ⑦ その他、知事が特に必要と認めるもの  ただし、補助対象となる森林公園は別表 8 に掲げる 9 1 施設に限る。	① 植栽樹種は、原則として森林環境保全整備事業の補助対象となっている樹種とし、成林が見込まれるもの。 ② 他の補助を活用する場合は、二重補助とならないよう、区域・経費等を明確に区分すること。 ③ 本事業完了後の森林公園を対象フィールドとして、当該森林公園施設全体の整備完了年度の翌年度から起算して、3年以上継続して熊本県森林インストラクターを活用した自然観察会等を実施すること。

別表 5

事業区分	補助事業者	補助対象事業	採択要件
2 森林公園整備・ 活用の支援 (2) 森林公園の有 効活用	①NPO法人 ②農林業者の組織する団体 ③住民等の組織する団体 (ただし、上記②及び③について は、非営利団体で規約等があり、 総会が開催されていること。)	① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つ る切り等の森林整備作業 ② 説明板、案内板等の設置及び補修 ③ 炭窯、東屋等の設置及び補修 ④ 森林環境学習、自然観察、木工教室 等 ⑤ その他、知事が特に必要と認める施 設の整備及び活動  ただし、補助対象となる森林公園は別 表 8 に掲げる 9 1 施設に限る。	① 補助事業者が自ら行う活動であること。 ② 補助事業者は、森林公園管理者である関係市町村と協定等を締結し ていること。 ③ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業で ないこと。 ④ 特定の個人・団体・企業等のためのものでないこと。 ⑤ 成果等については、広く県民等が利用できること。(竹林整備地 のタケノコの自由な採取を含む。) ⑥ 施設整備は簡易なものであること。 ⑦ 購入した器具類は、常時使用可能な状態となるよう管理するこ と。 ⑧ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること。 また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難 な場合は見積書を取るなど適切に算出されること。 ⑨ 活動の指導者を依頼する場合は、森林インストラクター等の 専門的知識を有する者又は実施経験のある者とする事。 ⑩ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を 明確に区分すること。 ⑪ 活動日設定に際しては、予備日を設定し実施の確保が図られてい ること。

(1) 謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。

(2) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)

(3) 諸費については、一申請に付き40,000円以内(活動実施に必要な申請団体以外の技能者等へ支払う賃金(謝礼)20,000円以内(1時間500円/人かつ1日4,000円以内)、消耗品等購入費20,000円以内)とする。

別表6 「熊本県民の未来につながる森づくり事業」に係る補助率等

- 1 事業区分が「県民みんなによる森づくり活動の支援」(1) 団体等による森づくり (2) 県民応募型活動支援 (3) 学びの森活動推進の場合の補助率は以下のとおり。

事業費	1,000千円以下	2,000千円以下の1,000千円を超える分	3,000千円以下の2,000千円を超える分
補助率	10/10	7/10	5.5/10

※ 年度内において、複数の申請を行う団体等の場合は、その合計額について上表を適用する。

- 2 事業区分が「森林公園整備・活用の支援」(1) 森林公園の整備・機能充実 (2) 森林公園の有効活用の場合の補助率等は以下のとおり。

補助率	上限額 (千円)
10/10	2,500

※ 上限額については補助事業者ごとの総額とする。

別表7-1 「熊本県民の未来につながる森づくり事業」に係る補助対象経費の内訳表

事業費区分	詳細	備考
材料購入費	苗木、支柱、肥料、紐、防除ネット、ノコ、ナタ、スコップ、クワ、カマ、カナヅチ、安全帽、替え刃、金具類、木資材、レンガ、生コンクリート、書籍、ノート類、筆記具、ルーペ、ハサミ、シイタケ駒、軍手、機械燃料・油脂類等の直接活動で使用するもの	チェーンソー、刈払機、机、椅子、キャビネット等及びリース・レンタルされている物は原則購入不可とする
委託費	地拵え、資材運搬、歩道作設・補修、選木、土台作製、資材加工、運搬・設置、現地安全確認作業、印刷等の専門的技術の必要なもの	主たる活動以外の作業委託とする
安全対策費	防虫（蜂、蛇等）対策、熱中症対策（飲料水等含む）、防寒対策及び感染症防止対策等に必要な資材	
保険料	活動を行うための傷害保険料、ボランティア保険登録料	必須
借上費	チェーンソー、刈払機、重機、輸送バス、トラック、簡易トイレ、会場使用料等	
報償費	外部の指導者、講師、林家等への謝金、旅費 ※県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」の参加者の旅費は対象外	別表1、2-1、3及び5の欄外の(1)及び(2)
通信連絡費	切手、ハガキ、封書代等	参加者への案内・通知用
諸費	活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金（謝礼） 事務で使用する筆記具、用紙、インク、コピーや写真代等の消耗品等	デジタルカメラ等の備品となるような物は対象外とする
看板代	水とみどりの森づくり税を活用した旨を記載した標柱又は看板	
賃金	県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」の実施によるスタッフ等の賃金	
食糧費	県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」の実施に宿泊に伴う朝食、昼食、夕食及び会議等におけるお茶代	事業に関連するものに限り、必要最小限とする。
宿泊料	県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」を1泊2日で実施する場合の宿泊料に限る。	

※事業区分が1 森林公園整備・活用の支援（1）森林公園の整備・機能充実に適用しない。

※申請団体の賃金や活動に係る食糧費は、補助対象外とする。ただし、県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」については、下記の理由により事業を実施する補助事業者の負担等が大きくなるので、スタッフ等の賃金（手当類は含まない）、参加者等の食糧費及び宿泊料の実費分も認めるものとする。

①当事業は青年に対する森林整備保全活動等の体験や林家等との交流など、次世代の森づくりを担う人材の育成を目的としていること。

②事業の目的や効果を高めるため、補助申請できる団体の対象要件や補助事業の採択要件を厳しくし、実施する活動の内容も別表2-2に定めていること。

※賃金を申請する場合は、算出根拠となる資料を補助金交付申請時に添付するとともに、実績報告時には支出根拠が分かる書類を添付する。なお、賃金とは、従事者各々の時間単価に、事業に直接従事した時間数（「業務日誌等」と整合）を乗じて算出することとする。

別表7-2 事業区分1 森林公園整備・活用の支援（1）森林公園の整備・機能充実に係る補助対象経費の内訳  
補助対象事業に必要な実行経費（消費税含む）とし、次の費用を積み上げたものとする。

- ・請負費又は委託費並びに諸経費（測量費、設計費、雑費（備品・資機材購入費、役務費、使用料及び賃借料等））
- ・労務費
- ・看板等材料購入費
- ・機械器具損料
- ・消耗品等物品購入費等

別表8 事業区分 2森林公園整備・活用の支援に係る対象森林公園

番号	「ふるさとの森林」※1	所在市町村	番号	「みどりの小径」※2	所在市町村	※1と重複
1	立田山	熊本市	1	清流の森(すずめの地獄)	南小国町	○
2	金峰山	熊本市	2	ヒゴタイ公園	産山村	○
3	小萩	熊本市	3	阿蘇みんなの森	阿蘇市	○
4	住吉神社の森	宇土市	4	南阿蘇城ヶ岳森林公園	南阿蘇村	
5	雁回山	熊本市、宇土市、宇城市	5	菊池溪谷	菊池市	○
6	三角西港の森	宇城市	6	高尾野森林公園	大津町	
7	誉ヶ丘公園	宇城市	7	岳間溪谷遊歩道	山鹿市	○
8	中央町石段付近の森	美里町	8	矢谷溪谷公園	山鹿市	○
9	みどりかわ湖畔の森林	美里町	9	植木三ノ岳の森	熊本市	○
10	砥用町甲佐岳の森	美里町	10	大津山公園	南関町	○
11	雁俣山	美里町	11	小岱山森林公園	玉名市、荒尾市、南関町	○
12	小岱山	玉名市、荒尾市、南関町	12	立田山憩いの森	熊本市	○
13	日嶽城跡の森	玉名市	13	金峰山	熊本市	○
14	南関町九重南区有林	南関町	14	清和ふれあいの森	山都町	
15	大津山自然公園	南関町	15	明徳山周辺公園、生目・加藤神社周辺公園	山都町	
16	不動岩、蒲生の池森林	山鹿市	16	雁回山森林公園	熊本市、宇土市、宇城市	○
17	多久神社の森	山鹿市	17	誉ヶ丘公園	宇城市	○
18	岳間溪谷	山鹿市	18	西港公園	宇城市	○
19	矢谷溪谷	山鹿市	19	矢山岳山頂公園	八代市	○
20	八方ヶ岳の森	山鹿市、菊池市	20	せんだん轟公園	八代市	○
21	国見山	山鹿市	21	妙見創造の森	八代市	○
22	肥後古代の森	山鹿市	22	八竜山自然公園	八代市	○
23	植木三ノ岳の森	熊本市	23	端海野自然森林公園	五木村	○
24	菊池溪谷	菊池市	24	白水公園(白水滝周辺)	水上村	○
25	菊池公園	菊池市	25	もとゆの森	水上村	
26	鞍岳	菊池市	26	霊峰市房山	水上村	○
27	弥護山自然公園	大津町	27	豊かな森づくり公園(グリーンパレス)	湯前町	○
28	弁天山公園	合志市	28	高山公園	あさぎり町	○
29	阿蘇みんなの森	阿蘇市	29	ピハ公園	あさぎり町	
30	西巖殿寺	阿蘇市	30	妙見野自然の森展望公園	多良木町	
31	すずめの地獄(清流の森)	南小国町	31	舞鶴城公園	津奈木町	
32	両神社の森	小国町	32	中尾山公園	水俣市	○
33	ヒゴタイ公園	産山村	33	白嶽森林公園	上天草市	○
34	南阿蘇国民休暇村周辺の森	高森町	34	龍ヶ岳山頂公園	上天草市	○
35	高森峠環境林	高森町	35	とどろき万太郎村	天草市	
36	青少年の森	西原村	36	福連木子守歌公園	天草市	
37	男成神社の森	山都町	37	新和みどりの村	天草市	○
38	緑仙峡原生林	山都町	38	板之河内森林公園	天草市	
39	八代古麓歴史の森(妙見の森)	八代市				
40	竜峯山	八代市				
41	八竜山自然公園	八代市				
42	立神峡	氷川町				
43	せんだん轟公園	八代市				
44	西の岩	八代市				
45	縦木吊橋と公園の森	八代市				
46	梅の木轟公園	八代市				
47	釈迦院の森	八代市				
48	矢山岳	八代市				
49	中尾山	水俣市				
50	グリーンスポーツみなまた	水俣市				
51	亀嶺峠	水俣市				
52	御立岬公園	芦北町				
53	人吉紅取	人吉市				
54	大野溪谷	人吉市				
55	村山公園	人吉市				
56	白髪岳山麓	あさぎり町				
57	谷水薬師の森	あさぎり町				
58	黒原山自然の森	あさぎり町				
59	グリーンパレス	湯前町				
60	白水滝周辺	水上村				
61	市房山	水上村				
62	球磨川水源の森	水上村				
63	高山	あさぎり町				
64	仰烏帽子山自然林	相良村				
65	端海野	五木村				
66	下梶原の森林	五木村				
67	国見山	五木村				
68	いこいの森	球磨村				
69	佐土野高原	球磨村				
70	権現山	天草市				
71	県有林魚貫崎団地	天草市				
72	千巖山	上天草市				
73	老岳	天草市				
74	白嶽森林公園	上天草市				
75	龍ヶ岳	上天草市				
76	小ヶ倉観音の森	天草市				
77	新和町みどりの村	天草市				
78	富岡城跡	苓北町				
79	白鶴浜松林	天草市				
80	河浦古江大神宮の森	天草市				

(注) 県が指定した森林公園(※1は平成7年度、※2は平成19年度に指定)

別表9 補助金交付申請書に添付する書類

添付書類		関係規定	摘要様式	団体等による森づくり	県民応募型活動支援	学びの森活動推進	森林公園の整備・機能充実	森林公園の有効活用
1	収支予算書	要項	4号	●	●	●	●	●
2	事業計画書	要領	1号	●	●	●	●	●
	事業計画内訳表（各事業区分毎に選択）		付表1~5	●	●	●	●	●
	事業計画内訳明細表		付表6	●	●	●		●
	技能者等賃金計画表※		付表7	●	●	●		●
	青年森林整備保全活動に係る賃金計画表※		付表8		●			
	事業の内容が分かる仕様書又は設計図等						●	
3	実施箇所の位置図（1/25,000程度）			●	●	●	●	●
4	実施箇所の詳細図（1/5,000程度）			●	●	●	●	●
5	活動予定地や施設整備予定地等の写真			●	●	●	●	●
6	企画書		第2号		●			●
7	団体の定款又は規約等の写し※			●	●	●		●
8	直近の総会の開催が分かる資料等の写し※			●	●	●		●
9	土地所有者の「土地使用承諾書」又は「協定書等」の写し※		第3号	●	●	●		
10	竹林整備がある場合は、「竹林整備及び活用等に係る承諾書」※		第4号		●			
11	関係学校の同意書※		第5号			●		
12	森林公園管理者（市町村）と締結した森林公園の有効活用等に係る協定書等							●
13	間伐材等を利用した施設を作製、設置する場合は、設計図及び構造図等※				●			
14	13において広く県民等が利用する施設の場合は、安全性や耐久性に係る専門家の意見書※				●			
15	施設整備を行う場合は「施設利用計画書」※		第6号		●			●
16	報道機関等へ提供する資料			●	●	●		●

※は必要な場合に添付する。

別表10 実績報告書に添付する書類

添付書類		関係規定	摘要様式	団体等による森づくり	県民応募型活動支援	学びの森活動推進	森林公園の整備・機能充実	森林公園の有効活用
1	収支精算書	要項	4号	●	●	●	●	●
2	事業実績書	要領	1号	●	●	●	●	●
	事業実績内訳表（各事業区分毎の付表）		付表1~5	●	●	●	●	●
	事業実績内訳明細表		付表6	●	●	●		●
	技能者等賃金実績表※		付表7	●	●	●		●
	青年森林整備保全活動に係る賃金実績表※		付表8		●			
3	活動の支出状況が分かる書類の写し（領収書及び帳簿等）			●	●	●		●
4	活動状況（活動の内容によっては着手前、実施状況、完了後）の写真			●	●	●	●	●
5	購入した物がある場合は、数量等が分かる写真			●	●	●		●
6	完了検査復命書の写し						●	
7	報道機関等へ提供した資料			●	●	●		●
8	新聞や市町村の広報誌等に掲載された場合は、掲載記事の写し。 また、テレビ等に取り上げられた場合は、その旨がわかる資料。			●	●	●		●
9	その他必要な書類※			●	●	●	●	●

※は必要な場合に添付する。